

資 料 編

(資料1) 武蔵野市三計画総合策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市における高齢者施策及び障害者施策を総合的かつ円滑に実施するため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく計画及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18に基づく計画(以下これらを「武蔵野市老人保健福祉計画」という。)介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づく計画(以下「武蔵野市介護保険事業計画」という。)並びに障害者基本法(昭和45年法律第84号)第7条の2第3項に基づく計画(以下「武蔵野市障害者計画」という。)を総合的に策定するにあたり、武蔵野市三計画総合策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1)武蔵野市老人保健福祉計画の策定に関する事。
- (2)武蔵野市介護保険事業計画の策定に関する事。
- (3)武蔵野市障害者計画の策定に関する事。
- (4)その他前3号の計画に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する20人以内の者をもって組織する。

- (1)有識者
- (2)保健医療関係者
- (3)福祉関係者
- (4)公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成15年3月31日までとする。

(委員長等の設置)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 委員会に個別計画部会を置く。

2 個別計画部会は、次に掲げるものとする。

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会

(2) 障害者計画部会

3 前 2 項に定めるもののほか、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。

4 部会の長等の設置及び部会の会議に関しては、第 5 条及び第 6 条を準用する。

(会議の公開)

第 8 条 委員会及び部会の会議は、公開とする。ただし、委員長又は部会の長が必要と認め、委員会又は部会の議決を経たときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 10 条 委員会に関する庶務は、福祉保健部介護保険課において行う。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

(資料2) 武蔵野市三計画総合策定委員会名簿

選任区分	氏名	職	部会
有識者	安達 高之	東京いきいきらいふ推進センター前所長 東京都社会福祉総合学院教務主事	高齢・介護 (部会長)
"	福島 道子	日本赤十字看護大学教授	高齢・介護
"	丸山 一郎	埼玉県立大学教授	障害者 (部会長)
"	原田 和幸	調布学園短期大学社会福祉学部 社会福祉実習教育センター長	障害者 (副部会長)
福祉関係	伊藤 平司	武蔵野市民生児童委員協議会会長	高齢・介護
"	天野久美子	財)天誠会小金井あんず苑施設長 東京都介護支援専門員研究協議会会長	高齢・介護 (副部会長)
"	大嶋 英二	武蔵野市老人クラブ連合会会長	高齢・介護
"	安藤 真洋	デイセンター山びこ施設長	障害者
"	由井 昭夫	武蔵野市障害者福祉協会副会長	"
"	月村己佐夫	社会福祉法人武蔵野千川福祉会常務理事	"
"	秋田知恵子	山彦の会会長	"
医療関係	鈴木 省悟	武蔵野市医師会理事	高齢・介護
"	林 匡一	武蔵野市歯科医師会会長	"
"	村野 俱子	武蔵野市薬剤師会常務理事	"
公募	小平 洋	公募市民	"
"	安部 欣一	"	"
"	原 利子	"	"

* 印は委員長、 印は副委員長

* 高齢・介護...高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会

* 障害者...障害者計画部会

(資料3) 武蔵野市三計画総合策定会傍聴基準

(目的)

第1条 この基準は、武蔵野市三計画総合策定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)第8条に基づき、武蔵野市三計画総合策定委員会及び部会(以下「委員会等」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、車椅子使用者席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定数)

第3条 傍聴人の定数は、一般席20名以下、車椅子使用者席若干名、報道関係者席若干名とする。

(傍聴の手続)

第4条 委員会等を傍聴しようとする者は、受付において傍聴券交付申請書に、住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴しなければならない。

2 傍聴券は、委員会等当日受付で交付する。

(傍聴席以外の入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ラジオ、拡声器、マイク等委員会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(4) 前各号のほか、武蔵野市三計画策定委員会委員長又は部会の長(以下「委員長等」という。)が職務執行上支障があると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席では次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 委員会等における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと

(3) 会場内では喫煙をしないこと。

(4) 前各号に定めるもののほか、委員会等の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長等の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、要綱第8条に基づき委員会等を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長等はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付則

この基準は、平成13年11月21日から施行する。

(資料4) 武蔵野市三計画総合策定委員会審議経過

開催日	種別	内容
平成14年1月24日(木)	第1回総合策定委員会	・委員長、副委員長の選出 ・傍聴基準の承認 ・三計画の趣旨説明等
2月5日(火)～22日(金)	地域懇談会	・市内6ヵ所で地域懇談会を開催
2月25日(月)	第1回高齢・介護部会	・部会長、副部会長の選出 ・部会の位置付けについての確認 ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現状の説明等
2月26日(火)	第1回障害者部会	・部会長、副部会長の選出 ・部会の位置付けについての確認 ・障害者計画の現状の説明等
3月22日(金)	第2回総合策定委員会	・第1回個別計画部会の報告 ・地域懇談会の報告 ・「武蔵野市地域福祉計画」「武蔵野市サービス評価システム検討委員会報告書」についての報告等
4月22日(月)	第2回高齢・介護部会	・個別計画の位置付けの確認 ・計画の課題と対応策について
4月25日(木)	第2回障害者部会	・個別計画の位置付けの確認 ・計画の課題と対応策について
5月29日(水)	第3回障害者部会	・計画の課題と対応策について
5月30日(木)	第3回高齢・介護部会	・計画の課題と対応策について
6月19日(水)	第4回障害者部会	・計画の課題と対応策について
6月28日(金)	第4回高齢・介護部会	・次期介護保険事業計画期間(平成15年度～19年度)の介護費用・介護保険料推計について
7月26日(金)	第3回総合策定委員会	・個別計画の中間まとめの骨子について ・三計画の共通課題について等
9月12日(水)	第5回障害者部会	・市民意見交換会資料について
9月25日(水)	第5回高齢・介護部会	・市民意見交換会資料について
10月8日(火)～25日(金)	市民意見交換会	・市内5ヵ所で市民意見交換会を開催

開催日	種別	内容
11月22日(金)	第4回総合策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見交換会の報告 ・高齢者保健福祉計画実態調査の報告 ・障害者実態調査の報告 ・中間のまとめ案について
12月20日(金)	第6回高齢・介護部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめ案について
12月25日(水)	第6回障害者部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめ案について
平成15年1月23日(火)	第5回総合策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について
2月14日(金)	第6回総合策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について
3月11日(火)	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

(資料5) 地域懇談会・市民意見交換会の実施

【地域懇談会】

1. 地域懇談会の目的

武蔵野市福祉三計画を策定するにあたり、市民参加の場を確保し、市民の生の声を計画策定に反映させることを目的に開催した。

2. 日程、会場及び参加者数

日程	時間	会場	参加者数
2月5日(火)	PM 2:00～4:00	障害者福祉センター	69名
2月7日(木)	PM 2:00～4:00	吉祥寺東コミュニティセンター	28名
2月14日(木)	PM 2:00～4:00	障害者総合センター	63名
2月19日(火)	PM 2:00～4:00	武蔵境開発事務所2F	26名
2月21日(木)	PM 2:00～4:00	境南コミュニティセンター	33名
2月22日(金)	PM 7:00～9:00	西久保コミュニティセンター	29名

合計6会場 248名

【市民意見交換会】

1. 市民意見交換会の目的

武蔵野市福祉三計画の中間まとめにあたり、福祉三計画に直接関係する高齢者、介護保険被保険者、障害者及びその関係者のみならず、広く市民の意見を聴き、今後の計画策定に向けた総合策定委員会の論議の参考資料とするために開催した。

2. 日程、会場及び参加者数

日程	時間	会場	参加者数	出席委員数
10月8日(火)	AM10:00～12:00	障害者福祉センター	20名	7名
10月11日(金)	PM 2:00～4:00	障害者総合センター	27名	7名
10月13日(日)	AM10:00～12:00	スイングホール	37名	6名
10月21日(月)	PM 2:00～4:00	武蔵野芸能劇場	27名	8名
10月25日(金)	PM 6:30～8:30	武蔵野公会堂	46名	6名

合計5会場 157名

(資料6) 実態調査・関係団体ヒアリングの実施

【実態調査】

(1) 武蔵野市 高齢者保健福祉実態調査

調査対象	平成14年2月1日現在、65歳以上の市民2,000人 「障害者実態調査」対象者を除いた母集団から無作為抽出
調査時期	平成14年3月～4月
調査方法	郵送配付・郵送回収
回収状況	回収数1,348件(回収率67.4%)

(2) 武蔵野市 障害者実態調査

調査対象	平成14年2月1日現在、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病者福祉手当・難病者援護金(通院費助成)の受給者
調査時期	平成14年4月～5月
調査方法	郵送配付(一部施設にて配布)・郵送回収
回収状況	回収数2,273件(発送数4,258件、回収率53.4%)

(3) 武蔵野市 介護サービス事業者調査

調査対象	介護保険施設・短期入所事業者連絡会議、居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議、通所介護・通所リハ事業者連絡会議、居宅サービス利用促進助成事業に係る事業者連絡会議、加盟事業者ほか
調査時期	平成14年6月～9月
調査方法	郵送配付(一部事業者は訪問)・郵送回収
回収状況	回収数133件(回収率83.1%)

【関係団体ヒアリング】

調査対象	市内の障害者団体、ボランティア団体等51団体
調査時期	平成14年4月30日～平成14年5月17日
調査方法	障害者団体等との面接方式

(資料7) 武蔵野市の高齢者・障害者福祉の推移

年	高齢者福祉施策	
	在宅福祉サービス	施設サービス
1963年(昭38)		
1964年(昭39)	老人家庭奉仕員派遣事業の開始	
1966年(昭41)		福祉会館の開設
1973年(昭48)	老人食事サービスの開始 老人福祉電話貸与事業開始	
1974年(昭49)		
1975年(昭50)		地域ケアセンター(4市合同の特養併設デイサービスセンター)の開設
1976年(昭51)		
1977年(昭52)	高齢者日常生活用具等給付事業開始	
1979年(昭54)		
1980年(昭55)	武蔵野市高齢者地域保健福祉事業(市看護師による訪問看護指導) シルバー奉仕員制度開始 高齢者保養施設利用助成事業開始	
1981年(昭56)	武蔵野市福祉公社の事業開始(公的サービスの補完的な役割、有償在宅福祉サービス) 福祉資金貸付事業開始 (不動産担保としたリバースモーゲージ) 老人入浴サービス事業開始 「不老体操・公衆浴場開放」事業開始 緊急通報システムの開発と事業化	
1982年(昭57)		
1983年(昭58)		
1987年(昭62)		北町高齢者センター(全国初の単独デイサービスセンター)の開設
1988年(昭63)		
1989年(平成元)	高齢者住宅設備改善事業開始 「地域健康クラブ」事業開始	
1990年(平成2)		特別養護老人ホームめぐみ園の個室化(1995年1月に全国初の全室個室化完了) シルバーピア「武蔵野三宝苑」の設置(民間アパート借り上げ事業開始)
1991年(平成3)	在宅高齢者訪問歯科診療の開始	
1993年(平成5)	高齢者日常生活用具(補助器具)の無料貸与・リサイクル方式の確立	高齢者総合センター開設 福祉会館を改築し、社会活動センター・補助器具センター・デイサービスセンター・在宅介護支援センターを併設
1994年(平成6)		吉祥寺ナーシングホーム(武蔵野市内初の特養老人ホーム)開設
1996年(平成8)	家具転倒防止金具等取付事業開始 「成熟社会における武蔵野市の福祉のあり方を考える懇談会」の設置	桜堤ケアハウスの開設 全国初の都市型小規模特別養護老人ホーム「ゆとりえ」(定員30名)開設 小地域完結型の在宅介護支援センターのネットワーク化
1997年(平成9)	24時間巡回型ホームヘルプサービス開始	
1998年(平成10)		デイサービスセンター「岡田さんち」開所
1999年(平成11)		特別養護老人ホーム「武蔵野館」開所 テンミリオンハウス第1号「川路さんち」開所
2000年(平成12)	高齢者福祉総合条例制定 敬老金廃止 介護保険制度施行 日常生活支援事業実施 居宅サービス利用促進助成事業実施 レモンキャブ事業実施	
2001年(平成13)	高齢者保健福祉サービス評価システム検討委員会設置	
2002年(平成14)	シニア活力アップ推進委員会設置 ケアマネジャー研修センター開設	

年	障害者施策
1963年(昭38)	家庭奉仕員事業
1964年(昭39)	
1966年(昭41)	
1973年(昭48)	心身障害者福祉手当
1974年(昭49)	介護人派遣事業
1975年(昭50)	
1976年(昭51)	心身障害者(児)介護料助成事業 難病者援護金支給事業
1977年(昭52)	
1979年(昭54)	ガソリン費助成事業 福祉タクシー利用券交付
1980年(昭55)	障害者福祉センター開設 リハビリテーション事業委託実施 家事援助者派遣事業
1981年(昭56)	身体障害者食事サービス事業 重度障害者入浴等サービス事業 障害者緊急一時保護事業
1982年(昭57)	難病者福祉手当支給事業
1983年(昭58)	家庭奉仕員等派遣事業
1987年(昭62)	
1988年(昭63)	視覚障害者ガイドヘルプ事業
1989年(平成元)	心身障害者住宅費助成事業
1990年(平成2)	
1991年(平成3)	手話通訳派遣・手話ガイド窓口配置 精神障害者「ワークショップMEW」開設 リハビリテーション事業直営化
1993年(平成5)	リフトタクシーつながり運行 障害者総合センター開設
1994年(平成6)	
1996年(平成8)	視覚障害者生活訓練専門員配置
1997年(平成9)	精神障害者「就労支援センターMEW」開設
1998年(平成10)	精神障害者・難病者等ホームヘルプ事業 精神障害者福祉電話設置事業
1999年(平成11)	障害者福祉センターでの緊急一時保護事業廃止
2000年(平成12)	心身障害者ショートステイ事業実施 ショートステイ施設「桜はうす・今泉」「なごみの家」開設 精神障害者生活支援事業実施 精神障害者「地域生活支援センター ライフサポートMEW」開設
2001年(平成13)	知的障害者生活寮「天の薨」開設
2002年(平成14)	知的障害者生活寮「やはたハウス」開設